

ケルン日本語補習授業校定款

この定款は、ドイツ語版の定款からの翻訳であり、法的な効力をもつ成文はドイツ語版の定款となります。(2004年8月改定)

第1条(名称、所在地および事業年度)

本会は、「登記社団(e.V.)ケルン日本語補習授業校」と称す。
本会の所在地はケルンである。
事業年度は、毎年4月1日に開始する。

第2条(目的)

本会の目的は、人間形成、教育および国際間の協調を促進することにある。この趣旨において、本会は、特にケルンおよびその周辺に在住する子供たちに、日本の文化に親しみ、日本語を習得する可能性を提供する。
本会は利潤の追求を目的としない。その活動は無私で、税法の「税の優遇措置を受ける目的」の項が意味するところの、精神的ならびに公共の利益だけを目的とする。

第3条(学校運営)

この目的を果たすにあたり、本会は、特に、日本語および日本文化の学校授業を実施し、ならびにその準備として、適当な就学前授業を幼稚園年齢の児童を対象に行う。
その際、授業の構想には、日本の「海外子女教育財団」から「日本語補習授業校」へ出される要請と、直接に日本出身でない子供たちの教育における要請とが、同等に考慮されるものとする。
学校運営に関するその他の規則は校規にまとめられる。

第4条(会の資産使用)

本会の資産は、定款に定められた目的にのみ使用されなければならない。会員は、本会の利益金の分与にあずかってはならず、また、会員の資格において、本会の資産からその他のいかなる便益の供与にもあずかってはならない。
本会の目的にそわない支出、あるいは過度な報酬によって利益をうける者があってはならない。

第5条(会員)

本会の目的を支持し、推進しようとする自然人および法人は、誰でも本会の会員になることができる。

入会の申請は、入会申込書への署名をもって行われる。入会の可否は、理事会が決定する。入会申請却下の場合は、理由の記載なく、その旨書面にて通知される。

会員は、つぎの場合その資格を失う。

- ・ a) 会員が事業年度終了をもって退会する意向を、少なくともその2ヶ月前までに、書面で理事会に通告した場合
- ・ b) 会員が督促を受けたにもかかわらず、その事業年度の9月30日現在で、まだ会費を納入しておらず、理事会が除名を決議した場合
- ・ c) その他の重要な理由によって、総会の3分の2以上の多数をもって、会員の除名を決議した場合

退会者は、会の資産に対して、いかなる請求権も持たない。

第6条(名誉会員制)

名誉会員は、本会に特別に寄与した自然人が指名される。

名誉会員は会費を免除され、選挙権および被選挙権を含む、会員としての全ての権利を有する。

名誉会員の指名は学校総会で、3分の2以上の賛同をもっておこなわれる。

第7条(会費)

年会費は毎年総会において決議され、その決定後1ヶ月以内に納入されなければならない。特別の場合には、理事会は例外を設けることができる。

第8条(会の機関)

本会の機関は、理事会、学校委員会および総会である。

本会の機関の決議は、理事長により記録される。

第9条(理事会)

理事会は、理事長、副理事および会計理事により構成される。

理事長、副理事および会計理事は、任期2年で、総会において選出される。複数回の選出も可能である。理事長の退任と副理事および会計理事の退任は、1年時期をずらすものとする。したがって、最初の副理事および会計理事は1年で退任する。

理事長と副理事および会計理事は、民法典第26条によるところの理事会(Vorstand)を代表する。この三者は各人、単独で、裁判上または裁判外において本会を代表する権利を持つ。

理事会は、総会に留保されている事項を除くすべての会務を統轄する。特に次の点に関しては理事会が自己責任をもって管掌する。

- ・ 1) 学校従業員の採用・免職
- ・ 2) 各事業年度の収支計画作成と決算
- ・ 3) 講師および保護者との情報交換と協議
- ・ 4) 対外関係の維持調整と外部への学校の代表
- ・

第10条(学校委員会)

学校委員会は、3名の会員により構成され、毎年総会にて選出される。複数回の選出も可能である。学校委員会の任務は、特に学校運営の調整にあたり、理事会を補佐することにある。詳細は校規にて規定する。

第11条(総会)

総会は、毎年少なくとも1回、事業年度の初めの2ヶ月中に理事会によって招集されなければならない。総会への招集は、開催の最低1週間前までに、議題記載の上、書面にて通知されなければならない。

臨時総会は、会員の最低3分の1からの要求があった場合、招集される。理事会は、上記の期限を遵守したうえで、いつでも臨時総会を招集することができる。

総会は、特に次の事項について、これらが議題として記載される場合に、審議決定を行う。

- ・ 1) 理事会の前事業年度活動報告の承認
- ・ 2) 会計報告の承認および収支計画の通過
- ・ 3) 年会費額の決定
- ・ 4) 1回限りの2000マルク以上の計画外支出
- ・ 5) 重要な理由による会員の除名
- ・ 6) 校規の変更
- ・ 7) 定款の変更ならびに会の解散
- ・ 8) 名誉会員の指名

総会については、毎回、議事録が作成されるものとする。

理事会活動報告の承認には、前事業年度の監査済みの会計報告を必要とする。そのため、事業年度の初めの総会によって、会員から最低2名の会計監査役が選出される。

総会はその招集通知が規則どおりになされたならば、議決を行う権限を持つ。総会は、定款において他の比率が定められている場合を除き、単純多数をもって決定する。議決権は、全出席会員が持つ。書面による他会員への議決権の委譲は1会員につき2件まで可能である。委任状は、総会の開始前に、理事会に提示されなければならない。

会の定款の変更および会員の除名には、出席会員の、議決権委譲を含む3分の2以上の多数票を必要とする。

第12条(会の解散)

本会の解散は、目的を明示して規則どおりに招集された総会によって決定される。

その際、会員の半数を定足数とし、議決権の委譲を考慮したうえで、出席会員の3分の2以上が解散に賛成しなければならない。

その総会が議決不能となった場合は、2週間後に新たに総会を開くこととし、この総会においては定足数を考慮することなく、議決権の委譲を考慮したうえで、単純多数をもって決定する。

第13条(会の資産の帰属)

本会が解散したり、あるいは税制上の優遇措置を受ける目的が廃止された場合には、会の資産は、ケルン市に帰属する。ケルン市は、この資産を、唯一かつ直接に、教育と人間形成のため、とりわけケルン地域の日本語と日本文化の振興のために使用するものとする。